

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補助金・助成 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年 募集期間(→) R5年												給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
経済産業省	生産性革命推進事業	中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更と直面することに柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。															(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL:03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp	
	補 更新 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型)・(グローバル展開型)	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年度にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に、「回復型賃上げ・雇用拡大枠」[デジタル枠][グリーン枠]を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 ※回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。 ※新型コロナウイルスの感染拡大の影響が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします(回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く)。	(10次) R.4.2/16～R.4.5/11 → R.4.5/12 (11次) R.4.5/12～R.4.8/18												■補助上限: ・一般型[通常枠]750万円～1,250万円(※) [回復型賃上げ・雇用拡大枠]750万円～1,250万円(※) [デジタル枠]750万円～1,250万円(※) [グリーン枠]1,000万円～2,000万円(※) ・グローバル展開型3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率: ・一般型 [通常枠] 1/2、小規模事業者等 2/3 [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 2/3 [デジタル枠] 2/3 [グリーン枠] 2/3 ・グローバル展開型 1/2、小規模事業者等 2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053
	補 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ビジネスモデル構築型)	中小企業によるイノベーション創出を後押しするためには、従来の「ものづくり・商業・サービス補助金」のように、中小企業が作成した事業計画を実行することを支援するのみならず、その事業計画自体に革新的なアイデア、革新的なビジネスモデルが含まれるよう支援を行うことが必要です。本事業により、民間サービスとして継続的に中小企業のビジネスモデル構築・事業計画策定を支援する、拡張可能な先駆的プログラムの立ち上げを後押し、中小企業が持続的に経営革新に取り組んでいける「イノベーション・エコシステム」を構築します。	○中小企業の経営革新を持続的に支援可能な法人。(法人格を持たない任意団体や地方公共団体、個人事業主は対象外) ○複数の法人が共同して実施する場合は、代表者を定め、当該代表者を申請者としてください。補助金の支払いは代表者に対して行いますが、共同事業者や支援先中小企業が立て替えた経費を代表者が支払うことで、これを補助対象とすることが可能。 ※支援先中小企業が支払う経費は、1者あたり200万円(税込み)を上限とします。	中小企業が①革新性、②拡張性、③持続性、を有するビジネスモデルを構築できるよう、30者以上の中小企業を支援するプログラムの開発・提供を補助します。 【基本要件】 ●中小企業 30者以上 に対して、以下を満たす3～5年の事業計画の策定支援プログラムを開発・提供すること。 ①付加価値額 +3%以上/年 ②給与支給総額 +1.5%以上/年 ③事業場内最低賃金・地域別最低賃金+30円 ●補助事業終了後1年で、支援先企業の80%以上が事業計画を実行できるプログラム内容であること。	(2次) R.4.1/15～R.4.3/19 (3次) R.4.3/30～R.4.5/31												■補助上限:1億円(下限100万円) ■補助率: ・大企業の場合1/2 ・それ以外の法人2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)＜通常枠(A・B類型)＞	IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみならずが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	<A類型> ・公募要領に定める6つの共通プロセスのうち、「共P-01～各業種P-06」から必ず1つ以上の業務プロセスを担うソフトウェアである必要があります。 ・上記を満たしていることを要件として、大分類Ⅱ「オプション」、大分類Ⅲ「役務」に係る各経費も補助対象となる。 <B類型> ・公募要領に定める「共P-01～汎P-07」の内、必ず4つ以上を担うソフトウェアである必要があります。 ・上記を満たしていることを要件として、大分類Ⅱ「オプション」、大分類Ⅲ「役務」に係る各経費も補助対象となる。	(4次締切) R.4.3/31～R.4.8/8(予定) (1次締切分)～R.4.5/16 (2次締切分)～R.4.6/13 (3次締切分)～R.4.7/11 (4次締切分)～R.4.8/8(予定)												■補助対象経費:ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大1年分補助)・導入関連費等 ※公式専用サイトに公開予定のITツールが補助金の対象です。(一部のハードウェアを除く) ■補助率:1/2以内 ■補助金額: <A類型>30万円～150万円未満 <B類型>150万円～450万円以下	(一社)サービスデザイン推進協議会 タビタイルTEL:0570-666-424 IP電話TEL:042-303-9749
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)＜デジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入類型)＞	中小企業・小規模事業者等のみならずが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	①補助事業者は、IT導入支援事業者により事務局に対して事前に登録されたITツールの中から導入するITツールを選択し交付申請を行う。その際、選択したITツールは上図4つの大分類中の大分類Ⅰ「ソフトウェア」の「ソフトウェア」に区分されるもので「会計・受発注・決済・EC」の機能を必ず1種類以上含んでいる必要がある。 ②大分類Ⅱ「オプション」、Ⅲ「役務」、Ⅳ「ハードウェア」の導入に係る各経費も併せて補助対象経費として申請する場合は、上記①の要件を満たしていること。交付申請にあたり、大分類Ⅰは必須である点に注意すること。 ③ハードウェアを補助対象経費として申請する場合は、そのハードウェアがソフトウェアの使用に資するものであること。	(7次締切) R.4.3/31～R.4.7/25(予定) (1次締切分)～R.4.4/20 (2次締切分)～R.4.5/30 (3次締切分)～R.4.6/27 (4次締切分)～R.4.7/11 (5次締切分)～R.4.8/8(予定) (6次締切分)～R.4.7/25(予定) (7次締切分)～R.4.8/8(予定)												■補助対象経費:ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大2年分補助)・導入関連費等、ハードウェア購入費 ■補助率:2/3以内～3/4以内 ■補助金額: ・ソフトウェア購入費・導入関連費:5万円～350万円以下 ・PC・タブレット等:下限なし～10万円 ・レジ・券売機等:下限なし～20万円	(一社)サービスデザイン推進協議会 タビタイルTEL:0570-666-424 IP電話TEL:042-303-9749
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)＜デジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入類型)＞	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。	・商工団体等 (例)商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合等 ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体 (例)まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO)等 ・複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム	本事業では、サプライチェーン、商業集積地において、補助事業者が参画事業者を取りまとめて、補助事業グループとして実施する下記の事業経費を補助対象とする。また、1申請において、補助上限額内であれば、下記の事業を複数にわたって実施することも可能である。 A:基盤導入経費 ・会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用 B:消費動向等分析経費 ・適格インボイス対応とも連携した異業種間の連携を行うITツールや地域における人流分析や商取引等の面的なデジタル化に向けたITツールの導入費用 C:参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費 A及びBのITツール等を導入し、参画事業者が連携するために、代表事業者が取りまとめに係る事務費や導入したITツールから取得したデータを生産性の向上につなげるために、専門家に分析・活用してもらう費用	(2次締切) R.4.4/20～R.4.8/19 (1次締切分)～R.4.6/10 (2次締切分)～R.4.8/19 (3次締切分)～R.4.10/31											■補助額(1参画事業者あたり)、補助率 A:基盤導入経費 ・ITツール:～50万円以下、3/4以内 ・50万円超350万円、2/3以内 ・PC等:～10万円、1/2以内 ・レジ等:～20万円、1/2以内 B:消費動向等分析経費 ・50万円×参加事業者数、2/3以内 C:参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費 ・200万円又は(Aの補助額+ Bの補助額)×10×補助率 2/3 のいずれか低い方、2/3以内	(一社)サービスデザイン推進協議会 タビタイルTEL:0570-666-424 IP電話TEL:042-303-9749	
	補 更新 【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助金<一般型>	小規模事業者等が今後複数年度にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために、取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支えること、本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づき、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。	小規模事業者等	補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。複数事業者による共同申請も可能ですが、通常枠のみの申請となり、その場合には(4)の要件も満たす事業であることとします。 (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)以下に該当する事業を行うものではないこと ・同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業 ・本事業の終了後、概ね1年以上に売上げにつながるが見込まれない事業 ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害するおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの (4)共同申請の場合には、連携する全ての小規模事業者等が関与する事業であること。	(第9回) R.4.3/29～R.4.9/20												■補助上限 (通常枠)50万円 (賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠)200万円 (インボイス枠)100万円 ※複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同申請の場合は、通常枠のみ申請可能。また、補助上限額は「1事業者あたりの補助上限額50万円」×連携小規模事業者等の数(ただし、500万円を上限とします)。 ■補助率:2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)	広島県商工会連合会 TEL:082-247-0221 日本商工会議所 TEL:03-6632-1502
	補 更新 【日本商工会議所 枠】 小規模事業者持続化補助金<一般型>																	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年 募集期間(→)												R5年	給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				1月	2月
厚生労働省	<a href="#">雇用調整助成金の特例措置</a>	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主) (特例措置) 令和2年4月1日から令和4年3月31日6月30日までの休業等に適用	業種の事業主を対象としています。 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている														①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3) ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4) ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり13,500円(R4.1~2月は11,000円、R4.3~6月は9,000円)	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク。またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL:0120-60-3999		
	<a href="#">新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金</a>	令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援するものになり	以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援するものになり ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども															※R3.4/1~10/31までの休業に関する申請期限は、R3.12/27まで ※R3.11/1~12/31までの休業に関する申請期限は、R4.2/28まで ※R4.1/1~3/31までの休業に関する申請期限は、R4.5/31まで ※R4.4/1~6/30までの休業に関する申請期限は、R4.8/31まで	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999		
	<a href="#">両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)に「新型コロナウイルス感染症対応特例」</a>	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事業主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日、介護休暇(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。															労働者1人当たり取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円 取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	
	<a href="#">新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</a>	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。	令和2年4月1日から9月30日令和3年2月28日令和4年3月31日6月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	左記のとおり															※R3.10~11月までの休業に関する申請期限はR4.2/28まで ※R3.12月までの休業に関する申請期限はR4.3/31まで ※R3.4~12月までの休業に関する申請期限はR4.3/31まで ※R4.1~3月までの休業に関する申請期限はR4.6/30まで ※R4.4~6月までの休業に関する申請期限はR4.9/30まで ※R4.7~9月までの休業に関する申請期限はR4.12/31まで	①1日当たり支給額(9,900円(令和3年10月~12月)、8,265円(令和4年1月~6月)が上限)× ②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①:休業前の1日当たり平均賃金額×80% ②:各月の日数(30日又は31日)一就労した又は労働者の事業で休んだ日数	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276
	<a href="#">新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用助成金</a>	「トライアル雇用(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)」は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試用雇用する制度です。	次の全要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。 ① 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した※ ② 紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている※ ③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している ※「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含まれます。																■支給額(月額) ・新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース(※1):最大4万円(最長3か月) ・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース(※2):最大2.5万円(最長3か月) ※1 求職者が(常用雇用)(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合 ※2 求職者が(常用雇用(短時間労働))(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用を希望する場合)	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	
<a href="#">産業雇用安定助成金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。	(1)新型コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主) (2)当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)	■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的、組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかかな方を除く。) (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方	R3.2/5~														【出向運営経費(出向中に要する経費の一部を助成)】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ)出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業)、3/4(中小企業以外) (ロ)出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業)、2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元、出向先の計) 【出向初期経費(出向の成立に要する措置を行った場合に助成)】 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額) ・加算額(※) 出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※)出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、ハローワーク等		
<a href="#">人材確保等支援助成金(テレワークコース)</a>	良質なテレワークの新規導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果もあげた中小企業事業主等に助成【支給対象となる経費の範囲】 次の取組の実施に要した費用が支給対象となります。 ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修	【機器等導入助成】 ①テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 ②計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 ③上記①の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 ④評価期間(機器等導入助成)におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下以下(1)または(2)の基準を満たすこと。 (1)評価期間(機器等導入助成)において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 (2)評価期間(機器等導入助成)にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。 【目標達成助成】 ①離職率に係る目標の達成 (1)テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 (2)評価時離職率が30%以下であること。 ②評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日から3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。		R3.4/1~															【機器等導入助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円 【目標達成助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の20% <生産性要件を満たす場合35%> ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <span style="color: green;">補</span> 補助金・助成金 <span style="color: red;">給</span> 給付金 <span style="color: orange;">New</span> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年 募集期間(→)												R5年	給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
広島県	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">頑張る中小事業者月次支援金</a>	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小事業者に対して、県独自の幅広い支援を実施します。  <b>【追加支援】飲食店の休業・時短営業の影響により、売上が70%以上減少した場合の上限金額を拡大します。</b>	緊急事態措置等や広島県の集中対策実施に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者 ①広島県内に、本店又は主たる事務所(法人)、住所(個人)があること。 ※確定申告書記載の納税地が広島県内であること ②中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業者を含む) ③2022年対象月(1月分)の月間売上が2019年から2021年(申請者が選択する年)同月比30%以上減少していること。 ④対象月において、広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」の対象事業者でないこと ⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと ⑥県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること ⑦今後も事業を継続する意思があること	(R4.1月分) R4.2/1~R4.3/31 (R4.2月分) R4.3/1~R4.4/30 (R4.3月分) R4.4/1~R4.5/31 <div style="background-color: yellow; text-align: center; padding: 5px;">終了しました</div>	■支給額 [2019年から2021年のいずれかの対象月の売上]-[2022年の対象月の売上] ■支給上限額 ●中小法人 ・売上減少率90%以上:上限60万円/月 ※ ・売上減少率70%以上90%未満:上限40万円/月 ※ ・売上減少率50%以上70%未満:上限20万円/月 ・売上減少率30%以上~50%未満:上限8万円/月 ●個人事業者 ・売上減少率90%以上:上限30万円/月 ※ ・売上減少率70%以上90%未満:上限20万円/月 ※ ・売上減少率50%以上70%未満:上限10万円/月 ・売上減少率30%以上~50%未満:上限4万円/月 ※「飲食店の休業・時短営業の影響により売上が減少した」場合に限り	頑張る中小事業者月次支援金センター TEL:082-248-6853													
	<span style="color: green;">補</span> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">更新</span> <a href="#">外国人材受入企業等緊急支援事業補助金</a>	広島県では、新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る費用など、追加的費用を負担している中小企業等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材の受け入れに係る宿泊費の一部を補助します。	・県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等※ ※中小企業等とは中小企業支援法第2条第1項に定める「中小企業者」及び交付要綱に定める事業者をいいます。 ・ <b>県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた県内監理団体</b>	■補助対象とする外国人材 在留資格が次のいずれかであること ◎高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定技能、技能実習、特定活動のうち一部 ■補助対象経費 水際対策のために県内企業等が負担した外国人材の受け入れに係る宿泊費及び待機期間短縮のための検査費 ※消費税及び地方消費税は含めません。 ※令和3年度外国人材の新規入国の一時停止措置解除日以降に入国した者(外国人材に係るものに限り、出張に係るものを除きます。) ■補助対象期間 令和3年度外国人材の新規入国の一時停止措置解除日~令和4年2月28日⇒令和5年3月10日 令和3年11月8日~令和5年3月10日 ※当日消印有効	R3.11/8~R4.3/10⇒R5/3/10	■補助率:1/2 ■補助上限額:1人当たり45,000円 (宿泊費:1泊当たりの上限額3,000円、検査費:上限額10,000円)	広島県商工労働局 雇用労働政策課 外国人材受入企業等緊急支援事業補助金担当 TEL:082-513-3410												

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="font-size: small;">補 補助金・助成金</span> <span style="font-size: small;">給 給付金</span> <span style="font-size: small;">New 新着情報</span> </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年 募集期間(→)												R5年	給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
広島県	<div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">補</span> <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-left: 5px;">更新</span> </div> <a href="#">新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金</a>	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため、災害復旧等進捗を急ぐ事業が多く人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用する事業主に対して、助成金を支給します。	<p>【助成金の申請者】</p> <p>本助成金の支給申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金支給のための要件を満たす労働者を3か月以上継続して雇用する意思があり、かつ、県税の滞納のない者であって、次のいずれかに該当する者とします。</p> <p>(1) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの</p> <p>(2) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの</p> <p>(3) 広島県が発注した建設工事に助成金の申請日から起算して過去5年以内に下請負人としての実績を有する者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの</p> <p>(4) 広島県が発注した測量、建設コンサルタント業務に助成金の申請日から起算して過去5年以内に再委託人としての実績を有する者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの</p> <p>【対象労働者】</p> <p>雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。</p> <p>(1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用(広島県内において、個人事業主として開業している場合も含む。)されていないこと。</p> <p>(2) 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。</p> <p>(4) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者(ただし、一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く。)であり、原則、雇用期間の定めのないこと。</p> <p>(5) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">適用期間: R3.2/1~R4.3/31 ⇒ R4.9/30</p> <p>※この期間に対象労働者を新たに雇い入れる申請者が当該助成金の適用対象となります。</p> <p>ア 対象労働者の雇入れ日が令和4年3月31日以前</p> <p>イ 助成金の支給申請は、雇入れ日の翌日から起算して2か月以内</p> <p>イ 対象労働者の雇入れ日が令和4年4月1日以降</p> <p>助成金の支給申請は、雇入れ日の翌日から起算して3か月以内</p> </div>	<p>■助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額(上限): 20万円/月</li> <li>・総支給額(上限): 120万円(20万円/月×3か月×2期)</li> <li>・助成対象期間: 6か月間を上限とし、令和4年9月~令和5年3月実績まで</li> </ul>	<p>広島県土木建築局 建設産業課 入札制度グループ</p> <p>TEL: 082-513-3821</p>													
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">補</span> <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-left: 5px;">更新</span> </div> <a href="#">アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金</a>	アフターコロナを見据え、新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む経営革新計画を新たに作成し、承認を受けた事業者に対して、経費の一部を補助します。	<p>新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む経営革新計画の承認を受けている事業者(30社程度)</p> <p>※補助金申請には、経営革新計画の承認を受けていることが必要となります。</p>	<p>■補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資における機械装置等購入費、車両購入費</li> <li>・人材育成における専門家謝金、専門家旅費</li> <li>・販路開拓における広報費、展示会等出展費 等</li> </ul>	<p style="text-align: center;">R4.3/28~R4.10/31</p> <p>(公募締切) 第1回: R4.4/20~R4.5/31 第2回: R4.6/1~R4.8/31 第3回: R4.9/1~R4.10/31</p> <p>※公募締切回ごとで、補助対象期間が異なりますので、留意ください。</p>	<p>■補助率: 2/3以内</p> <p>■補助限度額: 上限1,000千円</p>	<p>広島県中小企業団体中央会</p> <p>「アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金窓口」</p> <p>TEL: 082-228-0926</p>												

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。





新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <span style="color: green;">補</span> 補助金・助成金 <span style="color: red;">給</span> 給付金 <span style="color: orange;">New</span> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先					
					R4年			R5年						R6年									
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
三次市	<a href="#">三次市中小事業者月次支援金</a>	緊急事態宣言の延長等に伴い、まん延防止等重点措置の影響を受け、令和3年5月から9月令和4年1月、2月のまでの各月における売上げが20%以上30%未満減少した中小法人・個人事業者を支援します。  【追加】令和4年※1月、2月も対象月に追加しました。	■対象業種 三次市内に本店を有する中小法人・個人事業者 ※対象要件を満たす全業種が対象となります ■対象者 次のすべてを満たす事業者 (1)三次市内に本店を有する法人又は市内に住民登録があり三次市内に主たる事業所を有する個人事業主 (2)令和3年5月～令和3年9月までの各月において、月間の売上額が令和2年または令和元年の同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること (3)直近の確定申告又は住民税申告をしている事業者 (4)令和3年3月31日までに開業している事業者 (5)代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと (6)事業が法令に違反し、公序良俗に反する事業者でないこと (7)今後も事業を継続する意思がある事業者 (8)以下の助成を受けていないこと ・広島県感染症拡大防止協力金 ※広島県感染症拡大防止協力金を受給された方は、今回の支援金の対象外となりますが、協力金の第3期分について、三次市は対象エリア外であったため「7月分のみ対象」となります。 ・広島県頑張る中小事業者月次支援金の支給対象となっている月は申請できません。 【追加】令和4年1月、2月の売上額が平成31年から令和3年のいずれか同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること																			■給付額 【6～10月分】 —令和2年または令和元年の対象月の売上額—令和3年の対象月の売上額 【1月～2月分】 平成31年から令和3年までの各年における1月いずれかの売上げ額—令和4年1月の対象月売上額 ・中小法人等：上限10万円/月 ・個人事業者：上限5万円/月 ※複数の事業所を運営している場合でも1事業者分となります。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL: 0824-62-6171
東広島市	<a href="#">東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金</a>	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乗せし、活用を促進するものです。	・国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 ・東広島市内に主たる事業所を有する者 ・市税の滞納がない者	ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援																		各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します(上限額あり)。	東広島市 産業部産業振興課 TEL: 082-420-0921
	<a href="#">東広島市事業再構築促進サポート補助金</a>	ウイズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、国の事業再構築補助金を活用して、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を目指す中小企業、個人事業主等に補助金を交付します。 (1)事業計画策定事業 ※国の採択・不採択に関わらず申請が可能です。	次の全てを満たす者とします。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の採択・不採択の結果通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■認定経営革新等支援機関等 ・国が認定した経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第1項の規定により認定された者をいう。) ・別紙認定支援機関確認書により、経営革新等支援機関が適当と認められた者 ・その他市長が適当と認める者 ■補助対象経費 申請に必要な事業計画策定のために認定経営革新等支援機関等に支払った報酬																		■補助率:10/10 ■補助金額:上限20万円 ※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。 ※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	東広島市 産業部産業振興課 TEL: 082-420-0921
	<a href="#">東広島市事業再構築促進サポート補助金</a>	国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の申請に当たり、「認定経営革新等支援機関等」の支援を得て事業計画を策定する事業 (2)事業再構築促進事業 国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の採択を受けて実施する事業	次の全てを満たす者とします。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の交付の確定通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■補助対象経費 国の事業再構築補助金の補助対象経費から、国が交付を決定している補助金額を差し引いた経費																			■補助率:1/10 ■補助金額:上限200万円 ※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。 ※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
廿日市市	<a href="#">新事業創出等に取り組む事業者応援補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動に大きな影響が及ぶ中、アフターコロナを見据え、市内事業者のデジタル化を促進し、経営基盤の強化を図ることを目的として、デジタル技術を活用した新たな商品・サービスの開発や販路開拓の取組、製造工程の効率化、業態転換等を行う取組に係る経費の一部を補助します。	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ① 廿日市市に事業所(法人の場合は本社)があるもの ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの ③ 市税等を滞納していないもの ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	■交付条件 ① 補助対象経費に補助率を乗じた金額が、20万円以上となること ② 商工会等に事前相談を行い、経営指導員等に事業計画の確認を受けること ■補助対象事業 補助対象事業は、デジタル技術を活用した取組を始め、次に該当する事業です。 (1) 新商品または新サービスの企画または開発に関する事業 (2) 販路開拓に関する事業 (3) 新たな分野への事業展開を行う事業 (4) 既存事業から業態転換して行う事業 (5) 業務の効率化や生産性の向上に資する事業																		■補助率:2/3 ただし、事業継続力強化計画の認定を受けた又は申請を行った場合に限り補助率:3/4 ■補助金額 1事業者当たり上限30万円 ※補助対象経費×補助率	新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会 事業所の所在地によって該当エリアの商工会議所・商工会に申請・お問い合わせください。 廿日市商工会議所(廿日市エリア) TEL: 0829-20-0021 佐伯商工会(佐伯・吉和エリア) TEL: 0829-72-0690 大野町商工会(大野エリア) TEL: 0829-55-3111 宮島町商工会(宮島エリア) TEL: 0829-44-2828
	<a href="#">国の制度活用サポート補助金</a>	国の「事業再構築補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」を活用して、新分野展開等の取組又は設備投資による生産プロセスの改善等の取組を行う中小企業等の支援を目的として、当該補助金の申請に係る計画書作成費等(専門家費用など)を補助します。	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ① 廿日市市に事業所(法人の場合は本社)があるもの ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの ③ 市税等を滞納していないもの ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	■交付条件 ① 国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等に支払った報酬 ② 廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会に属する認定支援機関等が適当と認めた金融機関・商工会等に事前相談を行うこと ■補助対象経費 国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等に支払った報酬																		■補助率:10/10 ■補助金額:上限20万円 ※国の採択・不採択に関わらず申請可能 ※不採択の場合は2回目(上限10万円)申請可能(1事業者2回まで申請可能)	新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会 廿日市商工会議所 TEL: 0829-20-0021

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <span style="color: green;">補</span> 補助金・助成金 <span style="color: red;">給</span> 給付金 <span style="color: orange;">New</span> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年 募集期間(→)												R5年	給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				1月	2月
江田島市	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">江田島市事業再構築補助金等活用促進支援金</a>	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においての新規創業や第二創業、事業を継続していくため、新商品の開発等に挑む中小企業や生産者に対して支援を行います。	<b>■対象事業者</b> 全てを満たす者。 (1)江田島市内に所在し、事業を行っている中小企業事業者 (2)個人においては、江田島市内に住所を有しており、事業収入を得て確定申告を行っている者 (3)国の事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の採択を受け、事業を実施し、令和4年3月31日まで補助額の確定を受けている者 (4)前年度以前の市税の滞納がない者 等 <b>■補助対象事業費</b> 事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の事業者負担額(消費税を除く)															R3.5/11～R5.3/31	<中小企業等事業再構築促進事業> ■支援金額:200万円(上限額) ■補助率:1/10 <生産性革命推進事業補助金> ■支援金額:30万円(上限額) ■補助率:10/10	江田島市 産業部交流観光課商工・交流係 TEL:0823-43-1632	
	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">江田島市航路維持支援金</a>	型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により、市内航路の乗降客数の著しい減少及び航路事業者の経営悪化が生じているため、航路を維持し、市民の日常生活を守るための支援金を航路事業者に対し交付します。	・江田島市を発着点とする定期航路を運航している。 ・令和2年3月から6月、令和3年4月から令和4年3月までの間において、前年同月と比較して乗降客数が10%以上減少している月がある。 ・令和2年4月1日現在の便数及び料金を維持している。	・左記の交付要件を満たす航路の運航に要した経費を支援の対象とします。 なお、交付の有無は月単位で判定します。(令和2年3月～6月) (例)3～5月は減便を行わなかったが、6月に減便を行った場合 ⇒3～5月分は交付、6月分は不交付 ・交付対象事業の実施に関し、活用可能な国、県の支援制度の適用があるものは交付の対象外とします。														(R3年度分) R3.3/29～	交付額は、月毎に定額を交付します。 ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円/月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円/月	江田島市 企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630	
	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">江田島市運航継続支援金</a>	市内航路事業者に対し、運航継続に必要な経費を支援します。(令和3年度までの措置)	令和3年11月1日現在において、本市を発着点とする定期航路(国、県等の支援制度の適用を受ける航路を除く。)を運航していること。	航路事業者が支出する運航に要する経費とします。															(R3年度分) R3.11/12～	1航路300万円(1回限りの交付)	江田島市 企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">江田島市公共交通支援補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通利用者は急激に減少しており、移動需要の回復には、時間を要することが見込まれます。そのため、公共交通事業者がWithコロナ及びAfterコロナに対応するために実施した取組を支援することにより、公共交通利用者の回復を図り、市内の公共交通を維持することを目的とした新たな補助制度を創設。	(ア)本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者 (イ)本市で定期路線を運行するバス事業者 (ウ)本市に営業所を置くタクシー事業者	(1)利用者の回復支援事業 新型コロナウイルス感染症により、減少した乗客の回復を図るための取組に要する経費を対象とします。 (例)企画切符の販売、イベント・キャンペーンの実施、キャッシュレス決済の導入、デリバリーサービスの導入、Wi-Fi導入、新事業のPR(WEB・チラシ作成)、観光客の増加が期待できる事業、乗客のサービス向上につながる環境整備 (2)利用者の安全確保事業 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置に要する経費を対象とします。 (例)車両・船舶における抗菌・抗ウイルス対策、運航(行)に使用するマスク、消毒液の購入、セパレーターカーテンの導入、サーモグラフィーの設置、港やターミナルの衛生対策、啓発ポスターの作成、防疫のための車両等の改修															(R3年度分) R3.4/8～	(1)補助率:補助対象経費の10/10 (2)補助上限額(※算定基準日は、令和2年9月7日、令和3年4月1日となります。) (ア)航路事業者 1事業者当たりの基本額100万円に本市を発着点とする運航船舶1隻につき10又は20万円を加算した額を上限とします。 ・旅客船(高速船を含む。):10万円 ・フェリー:20万円 (イ)バス事業者 1事業者当たりの基本額100万円に運行車両1両(貸切バス及びスクールバスを含む。)につき10万円を加算した額を上限とします。 (ウ)タクシー事業者 1事業者当たりの基本額30万円に運行車両1両につき2万円を加算した額を上限とします。	江田島市 企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630
海田町	<span style="color: red;">給</span> <span style="color: orange;">New</span> <a href="#">海田町事業継続応援金(第3弾)</a>	コロナ禍における原油価格・物価高騰等により、経営に影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支援することを目的として応援金を給付します。	次のいずれにも該当する事業主が対象となります。 (1)町内に事業所を有する中小企業信用保証法に規定する中小企業者若しくは小規模企業者及び本業として事業を営む個人事業主であること ※ 事業収入が全収入の50%を超えるかどうかで判断します。 (2)今後も海田町内にて事業継続の意思があること。 (3)海田町税を滞納していないこと(令和4年2月末までが納期のものに限る)。 (4)暴力団等に関与していないこと (5)令和3年10月31日までに事業を開始しているもの。	令和4年3月から7月までのいずれかの月(対象月)の売上高が、令和元年から令和3年の間の任意の同じ月(基準月)に比べて20%以上減少していること。 ■前年との比較が困難な事業者について 対象月の売上高が、令和3年11月から令和4年2月までの平均売上高と比較して20%以上減少していること。 ■減少率の計算式 (基準月の売上高 - 対象月の売上高) ÷ 基準月の売上高 × 100 = 減少率(%)														R4.6/13～R4.9/30	・給付額: (法人)10万円 (個人事業主)5万円 ※1事業主あたり1回までの給付です。 ※ 当該事業主が複数の事業所を有している場合は、いずれか1つの事業所に係る給付に限ります。	海田町役場 企画部魅力づくり推進課 TEL:082-823-9234	
神石高原町	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">飲食・宿泊等事業者に対する支援</a>	新型コロナウイルスにより特に影響を受けた飲食・宿泊事業者の雇用継続を支援するため、社会保険料の事業者負担相当額(令和3年10月～令和4年3月分)の一部を助成します。	飲食・宿泊事業者で、雇用保険加入者分															R3.11/17～	■助成額:1事業者最大10人、1人3万円を上限に6カ月分を助成)	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351	
	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">緊急支援</a>	新型コロナウイルスにより特に影響を受けた飲食・宿泊等事業者(雇用保険加入事業者を除く)について、減少額の8割を支援。	令和3年5月から8月の売上(月平均)が、令和元年同期と比較し20%以上減少している事業者。															R3.11/17～	■助成額:1回のみ上限30万円	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。